

公文書非公開決定通知書

人委第33号  
令和5年4月28日

名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡 様

岐阜県人事委員会委員長 栗山 知



令和5年4月21日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので、通知します。

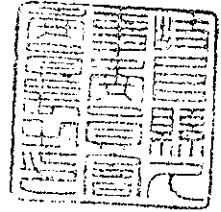
公開を請求された公文書の件名又は内容	地方公務員法第38条の2第7項及び「岐阜県職員の退職管理に関する規則」第13条の規定に基づき、岐阜県警察職員から届けられた「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」
公開をしない理由	不存在  (理由) 請求内容に合致する公文書を取得していないため。
※上記理由がなくなる日	—
担当課(所)	岐阜県人事委員会事務局 職員課 電話番号 058-272-1111 (内線8111)
備考	(教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県人事委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県人事委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。  注 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

公文書非公開決定通知書

人委第32号  
令和5年4月28日

名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡 様

岐阜県人事委員会委員長 栗山 知



令和5年4月21日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので、通知します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	地方公務員法第38条の2第7項及び「岐阜県職員の退職管理に関する規則」第13条の規定に基づき、岐阜県職員から届けられた「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」
公開をしない理由	不存在  (理由) 請求内容に合致する公文書を取得していないため。
※上記理由がなくなる日	—
担当課(所)	岐阜県人事委員会事務局 職員課 電話番号 058-272-1111 (内線8111)
備考	(教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県人事委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県人事委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。  注 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。